



“持続可能な養老のまちづくり” 資源として再利用する(リサイクル)

個人でできること

- ・ポイ捨てをしない
- ・エコバックを持って買い物に行く
- ・野菜はバラ売りのものを選ぶ
- ・ペットボトルの飲み物は買わない
- ・マイボトルに飲み物を入れて持ち歩く
- ・プラスチック容器に入った液体洗剤ではなく紙容器に入った粉洗剤を使う
- ・清掃活動に参加する など

学校・職場でできること

- ・使い捨てプラスチックを持ち込まない
- ・給水器を設置する(設置をお願いする)
- ・会議や打ち合わせでペットボトルの飲み物を出さない
- ・プラスチック容器のお弁当を出さない など

飲食店、食堂、容器を製造する事業所でできること

- ・繰り返し使える容器などを使用する
- ・使い捨てプラスチック製品の提供を中止する
- ・使い捨てプラスチック製品の代替となる容器などを製造する
- ・その他、使い捨てプラスチック削減に向けた取り組みを行う など

たのしいごみの分別方法

- ・ごみの種類ごとに捨てる場所を決め、家族みんなで分別する(子どもにもわかりやすい場所)
- ・生ごみを堆肥にして活用し、安全なおいしい野菜を収穫する

☎ 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)に関する苦情が多く寄せられています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。

少量であっても、家庭から出るごみ(紙類・剪定枝など)をドラム缶やブロック囲いを利用したり、地面に穴を掘るなどによって焼却をしてはいけません。

例外となるもの：

- ・焼畑や畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ・しめ縄や門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- ・国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- ・震災や風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。

また、野焼きが原因となり火災が発生することもあります。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

☎ 住民環境課 ☎32-1104

